

第16回横須賀市景観審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 市街地整備景観課

◇ **開催日時** 平成23年(2011年)7月11日(月)13時30分～16時30分

◇ **場 所** 横須賀市役所 3号館3階302会議室

◇ **議 事**

- (1) 委員長の選出
- (2) 職務代理者の指名
- (3) 専門部会委員の指名
- (4) 横須賀市屋外広告物条例及び横須賀市景観条例の改正について(報告)
- (5) 平成23年度市街地整備景観課事業について(報告)
- (6) 平成22年度景観条例、景観法の運用状況について(報告)
- (7) 平成22年度屋外広告物条例の運用状況について(報告)
- (8) 平成22年度景観審議会専門部会議事案件について(報告) 非公開
- (9) 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について(報告) 非公開

◇ **出席者**

委員12人

委員長・曾根幸一、職務代理者・吉田愼悟、河上俊昭、菊竹雪、国吉直行、小林正美、田口敦子、富澤喜美枝、中島隆之、浜田哲二、安田孝至、山畑信博

(欠席1人 松下啓一)

事務局7人

都市部長・加藤登美夫、市街地整備景観課長・関根謙二、主査・桑島正明、主査・加藤英明、主任・新川美穂、主任・近藤明、主任・土屋文代

◇ **傍聴人** 0人

◇ **議 事**

会議に先立ち、平成23年4月より景観審議会委員に就任した委員に対し、都市部長より辞令書を手渡した。

事務局から、当審議会委員13人のうち12人の出席により会議が成立している旨、傍聴人のいない旨を報告した。会議の冒頭、委員長を選出し、委員長が議事進行をした。内容は次のとおり。また委員長から議事録署名委員として、河上委員と菊竹委員に指名があった。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見などは「■」の記号を付し、説明や回答については「○」の記号を付している。

1. 委員長の選出について

横須賀市景観審議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選により、曾根委員を委員長に決定した。

2. 委員長職務代理者の指名について

委員長から、景観審議会規則第2条第3項に基づき、委員長職務代理者として吉田委員に指名があった。

3. 専門部会委員の指名について

委員長から、景観審議会規則第4条第1項に基づき、専門部会委員として国吉委員、小林委員、吉田委員に指名があった。

また委員長から、屋外広告物の案件があった場合に専門部会に出席する専門部会委員として、田口委員に指名があった。

4. 横須賀市屋外広告物条例及び横須賀市景観条例の改正について（報告）

(1) 事務局から説明

横須賀市屋外広告物条例について、資料3のとおり条例改正を行った。

(2) 質疑・意見等

●質問（国吉委員）

屋外広告業の登録は、横須賀市で登録した業者は他市で仕事はできないのか。

○回答（事務局）

片みなしなので、神奈川県に登録すれば県内全域でできるが、市登録の場合は市内のみとなる。

○説明（田口委員）

屋外広告業とは、屋外広告物を実際に表示設置する施工者とされている。については、登録が義務付けられているのは施工者だけで、広告代理店やデザインだけを行う業者は登録しなくてもよいことになっている。

○説明（河上委員）

神奈川県は、全国的に見て登録制度の導入が最後になってしまった。登録制度により、違反広告を設置すると罰金があるので、違反ができなくなるという効果がある。

●質問（富澤委員）

屋外広告業の登録は、他県の業者の場合はどこに登録するのか。

○回答（事務局）

それぞれ仕事を行う場所で登録することが必要になる。

●質問（富澤委員）

業務主任者の選任を義務付けているが、業務主任者になるには特別の資格が必要なのか。

○回答（田口委員）

自治体が開催する屋外広告業の講習会を受講すれば業務主任者になれる資格が得られる。

○回答（山畑委員）

また、屋外広告士の資格があれば業務主任者になれる資格となる。

（3）事務局から説明

横須賀市景観条例について、資料4のとおり条例改正を行った。

また、合わせて横須賀市景観条例、横須賀市景観計画の概要の説明を行った。

（4）質疑・意見等

■意見（曾根委員長）

景観法は、古い街並みを残そう、樹木を大事にしていこう、街並みを壊さないようにしていこうなどがあるが、簡単にいえば戦前の景色に戻していこうという動きがある。

横須賀は法面の多い街である。宅地にもたくさんある。横須賀の特徴となっているので、斜面地に関する独自のガイドラインを設ける必要があるのではないか。

5. 平成23年度市街地整備景観課事業について（報告）

（1）事務局から説明

資料5のとおり、市街地整備景観課の事業を実施する。

（2）質疑・意見等

●質問（富澤委員）

表彰事業について、過去に景観賞を受賞したクレーンが取り壊されることになったが、表彰後のフォローは何もないのか。表彰事業が、横須賀の街づくりにどう役立っているのかを聞きたい。

○回答（事務局）

表彰した建造物については、景観重要建造物の指定候補としている。しかし、指定にあたっては所有者の意見も聞くことになるので、取り壊したいという意思があれば保存は難しい。

保存されるのが一番望ましいが、それぞれ都合がある。クレーンの所有者である海上自衛隊には、市から保存のお願いはできるが聞いてもらえるかはわからない。

■意見（曾根委員長）

行政ではなく、住民が運動することが大切だと思う。景観に関心のある人を増やすことが重要であり、その意味では景観賞はその役割を担っている。

■意見（富澤委員）

万代会館や婦人会館など、市が所有する歴史的建物をもっと街づくりに活用してい

って欲しい。

○回答（事務局）

所管する部署の立場があるので難しい。

■意見（委員長）

縦割りでは景観行政は進まない。横断的に調整、連携が必要な領域である。縦割を打開してほしい。

■意見（国吉委員）

表彰事業は表彰すれば終わりと割り切ってはいけない。今後どう活用するかを議論することも必要であり、また、所有者に理解してもらうことも必要である。

それぞれの地区で大切にすべき景観を認識することが大事である。個性を作ることによって役立つと認識するのであれば、補助を出すこともあると思う。しかし、その前にその地区の将来の景観デザインの文脈を作ることが重要である。

横浜の赤レンガ地区では、産業遺産であるハンマーヘッドクレーンを重要な景観資産だと周りに言い続け、PR もして、壊したいという所有者にあきらめてもらったことがある。初めから保存しろと言ってもできない。周囲の関係者や市民に、地区の魅力形成のために大切な資産だと PR し、理解者を増やして、やっとなんか残すことができている。将来、地区の魅力形成をどうしていくのかという理念を持って進めないと破綻してしまうので、戦略が必要である。

■意見（吉田委員）

広告物については、景観法を使ってどんなことができるのかの研究をした方がいい。一般の人にわかりやすい広告の動きを示してほしい。

○回答（事務局）

広告物と景観の審議会が統合されたので、今後一緒にやっていきたい。

■意見（国吉委員）

広告物により魅力を作るなど、業界からも魅力ある制度にして欲しい。

■意見（田口委員）

広告物については、近年、エリアマネジメントに関する社会実験が盛んに行われており、横須賀でも追浜で昨年から行っている。今後も社会実験の活用を進めて欲しい。

○説明（事務局）

追浜で実施している社会実験は、商店街が広告料をとって第3者広告であるバナー広告を掲出し、その広告料で照明柱やアーケードなどの維持管理をするというものである。

6. 平成22年度景観条例、景観法の運用状況について（報告）

（1）事務局から説明

資料6のとおり。

（2）質疑・意見等

●質問（曾根委員長）

一番下の欄の補助額合計1千万とは何に対する補助なのか。

○回答（事務局）

建築物等色彩協議要綱の制度で、色彩景観形成地区内で色彩基準に合わない既存不適格のものの外壁や屋根を基準に適合するように工事を行う場合に、市が補助をしている。

7. 平成 22 年度屋外広告物条例の運用状況について（報告）

(1) 事務局から説明

資料 7 のとおり。

(2) 質疑・意見等

●質問（曾根委員長）

3 頁のグラフについて、除却された違反広告物と、広告景観推進協力員は、平成 14 年はどうしてこんなに多かったのか。

○回答（田口委員）

平成 13 年に神奈川県条例から横須賀市条例に移行後、市の取り組みの努力によって広告景観推進協力員が多数集まったと思われる。その後違反広告物除却件数が減ったのは、その効果が表れたからと思われる。

■意見（中島委員）

平成 14 年から激減しているが、街を歩いていてその実感がない。協力員が少なくなったから除却件数が減ったのではないか。

○回答（事務局）

違反広告物の除却を委託した業者が市内を巡回しているが、実際に除却できるものが少なくなっている。

屋外広告物法で、簡易除却できるものとできないものが決められており、指導するだけのものもある。

●質問（中島委員）

公共広告の様な表現をしている広告物を見ることがあるが、交通安全などの要素を入れると何か掲出者にメリットがあるのか。

○回答（事務局）

「飛び出し注意」などと書かれたはり札などが良く見られるが、本市の場合は、違反広告物であれば除却している。

●質問（中島委員）

人がかぶっていたり、配っているものはどうなのか。また、立て看板の横に人が一緒にいる例が多いがどう判断するのか。

○回答（事務局）

これらの広告物は、一般的な看板と違い定着していないものなので規制が難しい。

立て看板の傍に人がいれば、除却の対象とはならないし、今後の課題と考えている。

●意見（吉田委員）

2 頁のフラッグは何の広告なのかわからない。町なかに出てくる広告としては質が良くないのではないか。景観的に良くなるには広告物の質が良くないといけない。

●意見（田口委員）

こうした社会実験では、広告物を自主審査させる手法が取り入れられている。

また、効果的なガイドラインを作ることによって、景観形成に良い影響を与えるデザインと、広告主にとっても広告効果が期待出来るフラッグが掲出できることになり、今後の課題である。

●質問（曾根委員長）

3 頁の中段の表に業種別で不動産、金融とあるが、行儀の悪い例が多いのがこれらの業界ということか。

○回答（事務局）

そのとおり。

8. 平成 22 年度景観審議会専門部会議事案件について（報告）

非公開

9. 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について（報告）

非公開

以上